

(別記)

カラスノ工場主 中村喜七を叩きのめす
罪悪

- 一、業務上過失を犯し賠償した賠償金を請求する
 - 二、賠償金を必ず全額仕拂はぬ
 - 三、賠償金を預り金を取って一文も消す
- 以上二項の両者下は、賠償金を請求するが、
カラスノ工場主の都合で賠償金を請求せしめて、
六、補給せしむ

十一月

全国労働援護
中村クラニツト労働争議団

5. 11. 24
1945

労秘第四一九七號

昭和五年十一月二十日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿
社会局長官 吉田 茂殿
大阪 神奈川 府縣知事殿

中村クラニツト商會ノ労働争議ニ関スル件 (第三報)

要旨 争議金ハ批發商會ニ開キ十月十三日労働資ノ會見アリシモ工場主カ行方不明トナリ解

決停職ス、 事務員 破産共ニ工場主ノ所長ヲ捜査中

首標工場労働争議前報後ノ状況左記ノ通ニ有之及申(通)報候也

労働者側